

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 拡 充 ）

No	1	府省庁名	外務省
対象税目	個人住民税 法人住民税		
要望項目名	租税条約の締結促進		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の内容等</p> <p>租税条約ネットワークの拡充に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。</p>		
関係条文	—		
減収見込額	(初年度)	—	(平年度) —
要望理由	<p>(1) 政策目的 租税条約ネットワークの拡充に向けて、関係省庁間の連携をより一層強化し、租税条約の締結促進に努める。</p> <p>(2) 施策の必要性 租税条約は、企業等が利益を稼得した国（源泉地国）とその所在地国（居住地国）で同一の利益に課税されることで生じる二重の税負担（二重課税）の回避、税務当局間での納税者情報の交換等のための重要な経済インフラである。我が国は48の租税条約（59カ国・地域に適用、平成22年8月現在）を有しており、我が国の対外直接投資の約9割が、既に租税条約を締結している国に対するものとなっている。</p> <p>しかし、企業等の経済活動が急速にグローバル化した現在において、健全な投資・経済交流をより一層促進するためには、既存の租税条約ネットワークでは十分と言えるものではなく、未締結国と新たな租税条約を締結すること、既存の租税条約の改正によりその内容を充実させていくことが重要となっている。</p> <p>また、租税条約ネットワークを拡充することは、税務当局にとっても、租税に関する情報交換等を実現することが可能となるなど、脱税・租税回避の防止、適正な課税の確保等のメリットが認められることとなる。</p> <p><b>【参考1】平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)(抜粋)</b></p> <p>「租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。」</p> <p><b>【参考2】「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</b></p> <p>「租税条約、社会保障協定、投資協定の締結促進（特に租税条約ネットワークの拡充）」</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	1—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	1—2

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>「租税条約未締結国との締結促進」を要望（平成 22 年度改正）。</p>